

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市交通事業者車両維持支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	物価高騰により厳しい経営状況にある公共交通事業者に対し、路線バス及びタクシーの車両維持に係る費用等を予算の範囲内において補助する。
補助事業者	(1)バス事業者（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（専ら乗車定員11人未満の車両を用いた事業を除く。）を営業し、市内に営業所を有している者（ただし、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業は除く。）） (2)タクシー事業者（道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を含む。）を営業し、市内に営業所を有している者）
補助対象経費	路線バスまたはタクシーの車両維持に係る費用
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	路線バス：定額200,000円/台 タクシー：定額100,000円/台 福祉輸送自動車：定額100,000円/台 ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 佐渡市内の全事業者への補助 路線バス：1社 タクシー：5社 福祉輸送自動車：7社 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和8年4月1日
見直し時期	無し
補助終期	1年のみ
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ・佐渡市ホームページに記載 ・路線バス事業者、タクシー事業者（福祉限定含む）に案内
事業担当 （担当部署）	企画部交通政策課
（電話番号）	0259-63-3184